



兵庫労働局発表
令和7年10月30日

【照会先】

労働基準部監督課

課長 藤井 潤

主任監察監督官 北川 忍

電話 078(367)9151

報道関係者 各位

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

兵庫労働局（局長 金成 真一）では、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを実施します。

【主な実施事項】

1 県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（無料どなたでも参加可）

日時：令和7年11月21日（金曜日）18:00～20:10

会場：神戸市産業振興センター ハーバーホール（神戸市中央区東川崎町1-8-4）

申込：<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

2 過重労働解消キャンペーン

(1) 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

令和7年11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中期間とし、下記の窓口にて、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

記

- ① 11月1日（土）特別労働相談受付日（9時～17時）

過重労働解消相談ダイヤル（フリーダイヤル）にて、特別労働相談を実施します。

電話番号：0120—^{なくしましょう}794—^{長い残業}713

- ② 「労働条件相談ほっとライン」（フリーダイヤル）

電話番号：0120—^{はい}811—^{ろうどう}610

（平日17時～22時、土日・祝日9時～21時）

- ③ 兵庫労働局及び県内の労働基準監督署（平日8時30分～17時15分）

(2) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、会場開催又はオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ] <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

(3) 「働き方改革」を進める企業と兵庫労働局長が意見交換を実施します

兵庫労働局長が長時間労働時間削減に向けた積極的な取組を行っている企業や業界団体と意見交換を実施し、その取組事例をHP等により地域に紹介します。

(4) 長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します

兵庫労働局では、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して県下の労働基準監督署が実施した監督指導の結果をとりまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった1,262事業場のうち、487事業場（38.6%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、216事業場でした。

【令和6年4月から令和7年3月までの監督指導結果のポイント】（別添参照）

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ① 監督指導の実施事業場 | 1,262 事業場 |
| ② 主な違反内容[①のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場] | |
| ア 違法な時間外労働があったもの | 478 事業場（38.6%） |
| うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が | |
| 月 80 時間を超えるもの | 216 事業場 |
| うち、月 100 時間を超えるもの | 120 事業場 |
| うち、月 150 時間を超えるもの | 21 事業場 |
| うち、月 200 時間を超えるもの | 4 事業場 |
| イ 賃金不払残業があったもの | 92 事業場 |
| ウ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの | 233 事業場 |
| ③ 主な健康障害防止に係る指導の状況 | |
| [①のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場] | |
| ア 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの | 562 事業場 |
| イ 労働時間の把握が不適正なため指導したもの | 168 事業場 |

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

講演／ディスカッション

●テーマ

「みんなの働き方 アップデート！」

●パネリスト



片田孫朝日 氏
灘高校教諭



堀 恭平 氏
神戸市職員
NPO法人ファザーリング・ジャパン関西(FJK)理事
ファザーリングKOBÉ共同代表

日時

2025年 **11月21日(金)**
18:00～20:10 (受付17:30～)

会場

神戸市産業振興センター
ハーバーホール
(神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい▶



兵庫会場

プログラム

[講演／ディスカッション]

「みんなの働き方 アップデート!」

片田孫朝日 氏 (灘高校教諭)

堀 恭平 氏 (神戸市職員、NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西 (FJK) 理事、ファザーリング KOBE 共同代表)

[兵庫労働局からの報告]

兵庫労働局 労働基準部 監督課

[企業からの取組み事例発表]

ケンプリア株式会社

[過労死遺族等の声]

寺西 笑子 氏 (全国過労死を考える家族の会 前代表)

会場のご案内

神戸市産業振興センター ハーバーホール

(神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号)

- ・JR「神戸」駅より徒歩約5分
- ・阪神電鉄「西元町」駅より徒歩約6分
- ・神戸高速鉄道「高速神戸」駅より徒歩約8分
- ・市営地下鉄海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩約5分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加 (証明) 書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

片田孫朝日 氏

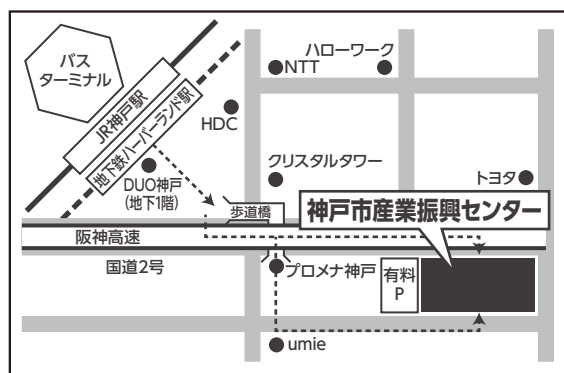
灘高校教諭

大阪府出身の49歳で5歳児の父。大学で非常勤講師を勤めた後、2012年から灘中学校・高等学校の公民科教諭。最近のインタビュー記事に「男子に育児を教えているのは、これからの「ライフ・ワーク・バランス」と男女平等を考えてほしいから」太田啓子ほか「いばらの道の男の子たちへ」(2024年)。

堀 恭平 氏

神戸市職員
NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 (FJK) 理事
ファザーリング KOBE 共同代表

ワークライフバランス向上のために2度の転職を経て、現職に。友人の過労死をきっかけに活動を始め、自治体や企業向けのワークライフバランスに関する講演や、親子イベントの開催、新聞等メディアでのコラム執筆等を行う。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する ☐ に ☒ をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

講演／ディスカッションについてご質問がある方は以下にご記入ください。(質問受付:11月10日(月)まで) ※当日、全てお答えできるわけではございませんが参考にさせていただきます。

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-026-027 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
(令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況
令和6年4月から令和7年3月までに、1,262事業場に対し監督指導を実施し、1,012事業場(80.2%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが487事業場、賃金不払残業があったものが92事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが233事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計 (注1, 2)		1,262 (100%)	1,012 (80.2%)	487 (38.6%)	92 (7.3%)	233 (18.5%)
主 な 業 種	商業	321 (25.4%)	250	103	16	74
	製造業	238 (18.9%)	201	101	17	31
	保健衛生業	167 (13.2%)	141	60	15	34
	接客娯楽業	158 (12.5%)	134	77	19	44
	建設業	57 (4.5%)	44	20	3	6
	運輸交通業	67 (5.3%)	60	49	5	4
	その他の事業 (注6)	153 (12.1%)	109	44	9	23

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）の件数を計上している。
(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,262	332 (26.3%)	570 (45.2%)	152 (12.0%)	97 (7.7%)	75 (5.9%)	36 (2.9%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1,262	167 (13.2%)	364 (28.8%)	129 (10.2%)	142 (11.3%)	213 (16.9%)	247 (19.6%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、562事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
562	108	35	274	283	15	14

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1 か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1 か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況
監督指導を実施した事業場のうち、168事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
168	95	5	72	3	0	0

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

- (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績
監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった487事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、216事業場で1か月80時間を、うち120事業場で1か月100時間を、うち21事業場で1か月150時間を、うち4事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	時間外労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
1,262	487	271	216	120	21	4

- (2) 労働時間の管理方法
監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、93事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、535事業場でタイムカードを基礎に確認し、292事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、44事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、298事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1、2)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
93	535	292	44	298

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。